

「2019 プレミアム北山村商品券」取扱店舗募集要項

令和元年10月に予定されている消費税・地方消費税の10%への引上げによる影響緩和措置として、プレミアム付商品券（2019 プレミアム北山村商品券）を販売するにあたり、取扱店舗を公募します。

1. 事業概要

【事業の目的】

北山村内および周辺地域の店舗等において共通して使用できる2019 わくわくプレミアム北山村商品券を発行することにより、消費税・地方消費税率の引上げが消費に与える影響を緩和するとともに村内の消費喚起を図り、地域経済の活性化に資することを目的とします。

【商品券発行者】

北山村

【商品券名称】

2019 プレミアム北山村商品券（以下、「北山村商品券」という。）

【購入対象者】

(1)2019 年度住民税非課税者

①2019 年1月1日に北山村に住民登録している方

②2019 年度分の住民税が課税されていない方

※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く

(2) 2016 年4月2日から2019 年9月30 日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

(3) 上記(1)(2)に当てはまらない方で、2019 年4月2日現在北山村に住民登録があり、60 歳以上の方および、18 歳未満の方

2. 北山村商品券概要

(1) 購入限度額

上記(1)の該当者：券面額 2.5 万円（販売額 2 万円）

上記(2)の該当者：券面額 2.5 万円（販売額 2 万円）×対象の子の数

上記(3)の該当者：券面額 2.5 万円（販売額 2 万円）

(2) 割引率 20%（プレミアム補助額：5 千円）

(3) 発行内容 1 冊：北山村商品券 1 枚あたりの額面 500 円×10 枚綴

(4) 販売価格 1 冊 5 千円分を 4 千円で販売

※購入引換券 1 枚あたり 5 冊まで購入可能

(5) 発行額 総額 6,475,000 円

(6) 発行冊数 259 冊（12,950 枚）

(7) 販売期間 令和元年9月24日～令和2年2月28日まで（予定）

(8) 使用期間 令和元年10月1日～令和2年3月31日まで

3. 取扱店舗資格

北山村内および近隣市町村に事業所、店舗等を有する事業者もしくは、村内にて移動販売、対面販売を行う事業者。

ただし、次の事業者を除きます。

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行っているもの
- (2)特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- (3)下記「対象外商品等」に記載の取引、商品のみを取り扱うもの
【対象外商品等】
 - (1)現金との換金、金融機関への預け入れ
 - (2)有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いもの
 - (3)たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
 - (4)土地、家屋、家賃、地代及び駐車料金等の不動産にかかる支払い
 - (5)事実上の取引（商品の仕入れ等）
 - (6)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業にかかる支払い
 - (7)特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わるものや公序良俗に反するもの
 - (8)その他村長が不相当とみとめるもの

4. 北山村商品券取扱い遵守事項

- (1)北山村商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- (2)北山村商品券と現金の交換は禁止しています。
- (3)北山村商品券額面以下の使用であってもお釣りは渡さないで下さい。
- (4)不足分は現金等で受け取って下さい。
- (5)使用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- (6)北山村商品券の盗難、紛失、滅失等については、発行者はその責任を負いません。

5. 取扱店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守して下さい。

(1)取扱店舗であることが明確になるよう、告知ツール（ポスター、ステッカー等）を消費者にわかりやすい場所に掲示して下さい。

(2)消費者が使用される北山村商品券について、偽造でないかの確認をして下さい。明らかに偽造された北山村商品券であると判断できる場合は、北山村商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに北山村役場総務課に通報して下さい。

(3) 北山村商品券を受け取った時は、再流出を防止するために北山村商品券裏面に取扱店舗受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。

(4) 本事業の実施にあたり、村と適切な連携体制を構築して下さい。

6. 申し込みについて

○申込方法 取扱店舗に申し込みされる方は、この「募集要項」に同意のうえ、別紙「取扱店舗登録申請書」に必要事項を記入、捺印の上、次の宛先まで郵送又は持参してください。

〒647-1603

北山村大沼42 北山村役場総務課

《受付時間8時30分～17時（土・日・祝日を除く）》

TEL：0735-49-2331 FAX：0735-49-2207

○申込期限 令和元年8月31日まで

※申込期限以降も取扱店舗の申し込みは受け付けますが、事前の広報ができない場合があります。

○取扱店舗の決定 申し込みのあった店舗については、審査の結果を経て承認し、結果は郵送で通知します。

○登録料・換金手数料 無料

7. 換金について

(1) 換金請求書に必要事項を記入し、店舗等で使用された北山村商品券とともに北山村商工会に持参してください。

(2) 枚数を相互に確認した後、受領書をお受け取りください。

(3) 換金請求書は、毎月1日から10日までに提出してください（※）。月末に指定の口座へ振り込みます。

※土・日・祝日、年末年始を除く、8時30分～17時。令和2年3月分は、4月10日までとします。

(4) 換金請求期間は、令和2年4月10日までです。期間を過ぎての換金には一切応じられません。

8. その他留意事項

(1) 本募集要項に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否や取扱店舗の承認取消、損害金が発生した場合は、請求することがあります。

(2) 本募集要項に記載されていない事項に関しては、必要に応じ協議して定めます。

(3) 取扱店舗の情報（店舗名称、所在地、業種等）は、北山村商品券の取扱店舗として、広く周知を図ります。

(4) 本募集要項を含む本事業の内容について今後変更が生じる場合があります。変更があった場合は、北山村役所ホームページ等でお知らせします。

9. 問合せ先

〒647-1603

和歌山県東牟婁郡北山村大沼4-2

北山村役場総務課

TEL : 0735-49-2331 FAX : 0735-49-2207

E-mail : kikaku@vill.kitayama.lg.jp